

延岡市空家等の適正管理に係る補完工事を行うことができる事業者登録制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市空家等の適切な管理、活用等に関する条例（平成29年条例第11号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、所有者等に対して、空家等の適正管理を補完する工事等（以下「補完工事」という。）を行う事業者の情報を提供し、所有者等が行う空家等の適正管理を支援することによって、管理不全空家等及び特定空家等の発生を抑制し、もって市民生活の安全の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、この要綱に定めるもののほか、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び条例において使用する用語の例による。

(補完工事の区分)

第3条 補完工事の区分は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる工事をいう。
- (2) しろあり防除代行業務 空家等のしろあり防除の代行を行う業務をいう。
- (3) 清掃片付け代行業務 空家等の清掃又は動産の整理、若しくは処分代行を行う業務をいう。
- (4) 遺品整理代行業務 遺品の仕分け、整理及び処分を代行する業務をいう。
- (5) 空き家管理代行業務 空家等の点検、通風その他管理を代行する業務をいう。
- (6) その他市長が認める業務

(登録申請)

第4条 補完工事を行うことができる事業者として市に登録を希望する者は、空家等補完工事事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業者にあつては、代表者の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民票、法人事業者にあつては、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第30条第1項第1号に規

定する現在事項証明書

- (2) 次に掲げる補完工事の区分ごとに、それぞれ掲げる書類
- ア 建設工事 建設業法第2条第1項に規定する許可証(解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する解体工事業者であることの登録を証する書類をもって当該許可証に代えることができる。)の写し
 - イ しろあり防除代行業務 事業者が公益社団法人日本しろあり対策協会によるしろあり防除施工士の資格を有している者を雇用していることを証する書類
 - ウ 清掃片付け代行業務 事業者が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定するハウスクリーニング技能士の資格を有する者を雇用していることを証する書類
 - エ 遺品整理代行業務 事業者が一般社団法人遺品整理士認定協会の認定を受けた遺品整理士を雇用していることを証する書類
 - オ 空き家管理代行業務 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項に規定する免許証の写し又は一般社団法人空き家管理士協会の認定を受けた一級空き家管理士を雇用していることを証する書類
 - カ その他市長が認める業務 市長が別に定める書類
- (3) 個人事業者にあつては代表者、法人事業者にあつては当該法人及びその代表権を有する者に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の10に規定する証明書(市税(同法第703条の4第1項に規定する国民健康保険税を含む。)の滞納がないことを証明するものに限る。)

(登録の承認等)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、次に掲げる要件のすべてを満たす事業者について登録の承認をするものとする。

- (1) 事業者が、市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主であること。
- (2) 事業者が、補完工事を業として行うことができること。
- (3) 事業者が個人にあつては代表者、法人にあつては当該法人及びその代表権を有する者に市税等の滞納がないこと。
- (4) 事業者の代表者又は役員等が、延岡市暴力団排除条例(平成23年条例第22号)第2条第3号の暴力団関係者でないこと。

2 市長は、前項の規定により、登録の承認をしたときは、空家等補完工事登録承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録簿の登録等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録の承認をしたときは、当該登録について、次に掲げる事項を空家等補完工事事業者登録簿（様式第3号）（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称
- (2) 事業者の住所又は所在
- (3) 事業者の連絡先
- (4) 補完工事の区分
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、登録簿を公衆の閲覧に供するものとする。

3 登録簿は、登録事業者の施工能力、技術等を保障するものではない。

（登録簿の閲覧場所及び時間）

第7条 登録簿の閲覧場所は、都市建設部建築指導課とする。

2 登録簿の閲覧時間は、毎日（延岡市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日（第9条第2項において同じ。）を除く。）午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録簿の整理その他必要があると認めるときは、臨時に登録簿を閲覧に供さない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。

（延岡市ホームページへの掲載等）

第8条 市長は、登録簿を延岡市ホームページに掲載することができる。

2 市長は、延岡市ホームページに掲載する登録簿を毎月末日（当該末日が休日であるときは、当該末日前の日であって休日ではない直近の日）までに更新するものとする。ただし、登録簿に登録された事業者（以下「登録事業者」という。）の有無、登録内容の変更又は登録の抹消がないときはこの限りではない。

3 何人も、延岡市ホームページに掲載された登録簿の内容を閲覧し、印刷し、又は保有することができるものとする。

（登録事業者の責務）

第9条 登録事業者は、所有者等から補完工事の相談を受けたときは、

所有者等に立ち合いを求め、補完工事について、技術的助言を行うよう努めるものとする。

2 登録事業者は、補完工事に関し所有者等と生じたトラブル等については、登録事業者の責において、解決に努めるものとする。

3 登録事業者は、市長から、補完工事の実績等の報告を求められたときは、これに協力するものとする。

(所有者等の責務)

第10条 所有者等は、登録事業者の求めがあったときは、補完工事の対象となる箇所の立合いに協力するよう努めるものとする。

(登録の期限)

第11条 登録簿の登録期限は、登録事業者ごとにそれぞれ登録した日から起算して1年を経過する日までとする。

(登録内容の変更)

第12条 登録事業者は、登録簿に登録済の内容に変更があるときは、速やかに空家等補完工事事業者登録内容変更申出書(様式第4号)に第4条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類のうち、その内容に変更がないものについては、省略することができるものとする。

(登録の更新)

第13条 登録事業者は、登録の更新をしようとするときは、空家等補完工事事業者登録更新申出書(様式第5号)に、第4条第3号の証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出は、登録の期限の日前30日前から登録の期限の日(当該期限の日が休日であるときは、期限の日前の日であって休日ではない直近の日)までにしなければならない。

(登録の抹消)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。

(1) 登録事業者から空家等補完工事事業者登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。

(2) 登録事業者が、第5条第1項各号のいずれかに適さなくなったとき。

(3) 登録事業者が、第9条第2項の規定を遵守しなかったとき。

(4) 登録事業者が、登録の期限までに登録更新の申請をしなかったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日の翌日から施行する。

[公表の日：令和5年7月24日]